

写

25消安第4382号

平成25年12月11日

都道府県畜産主務部長 殿

農林水産省消費・安全局動物衛生課長

豚流行性下痢の対策の徹底について

平素より家畜衛生行政の推進に御理解・御協力いただき感謝申し上げます。

本年10月に沖縄県の1農場において発生が確認された豚流行性下痢（PED）は、その後、茨城県の2農場において発生が確認され、一昨日から本日までにかけて、新たに鹿児島県の7農場及び宮崎県の1農場において本病の疑症事例が確認されたところ です。

糞便を介して直接的又は間接的に経口感染するという本病の伝播経路を考慮すると、養豚場の飼養衛生管理に何らかの不十分な点がある場合には、農場内にウイルスの侵入を許してしまうことが想定されます。また、このことは、本病に限らず、口蹄疫等の他の家畜伝染病の侵入防止対策に照らしても不備が生じていると考えられます。

現在、米国では本病が継続的に発生しており、日本においても、今後、感染が拡大することが懸念されます。冬期から春期までにかけて流行しやすいという本病の特性を踏まえるとともに、他の家畜伝染病の侵入防止に万全を期する観点からも、改めて消毒等の発生予防及びまん延防止対策の実施など、飼養衛生管理基準の遵守の徹底等について、特に下記の事項に留意の上、家畜飼養者及び畜産関係者への周知及び指導をお願いいたします。

なお、沖縄県及び茨城県で確認されたウイルス遺伝子の解析を行ったところ、過去の国内分離株とは異なっており、近年米国及びアジア諸国で流行している新たなグループに属する株と近縁であることが判明しています。現在、発生があった県の協力を得ながら本病の侵入経路等の疫学調査を実施しているところであり、一定のとりまとめが出来た段階で共有いたします。

写

記

1 病原体侵入防止対策について

今般、疑症を含め発生が確認された4県での事例について疫学調査を継続中であるが、現時点で病原体の侵入経路については不明である。しかしながら、本病は主として糞便中に排出されたウイルスが直接的又は間接的に経口感染することで伝播し、病原体の農場への侵入は、感染豚の導入及び感染豚の糞便に汚染された車両や物品の持ち込み等によって起こると考えられている。

このため、今回の発生要因となった感染経路いかんにかかわらず、飼養衛生管理基準の遵守を始めとする、通常のバイオセキュリティを徹底することが農場への侵入防止対策として重要であることに留意し、家畜飼養者等は以下の対策を実施すること。

(1) 豚導入時の対策

新たに豚を導入する際は、可能な限り農場から離れた場所又は農場内の隔離された検疫のための豚舎で2～4週間の健康状態の観察を行うこと。

(2) 農場入り口の対策

車両については消毒槽等を通させるとともに、タイヤを中心に車体の噴霧消毒を実施する。特に豚の運搬車両については、糞便により荷台が汚染されていることから、荷台の洗浄及び消毒を強化すること。

訪問者を受け入れる場合には、あらかじめ農場専用の履物と衣類を準備しておき、衛生管理区域に立ち入る際にはこれを着用すること。また、農場管理者、従業員等の農場関係者は他の養豚農場への立入りは極力控えること。やむを得ず他農場に立ち入った場合は、履物と衣類の交換、可能であれば体をシャワー等で洗浄後に自農場に戻ることに留意すること。

2 農場間伝播防止対策について

本病は感染家畜及び糞便に汚染された人や物によって伝播する。また、本年4月以降米国において本病が発生し、12月4日の時点で、19州、1,373件となっており、現在も発生が継続している。米国においてこれまで実施された疫学調査の結果、農場間伝播の主な要因の一つとして、家畜集合施設や出荷場所に立ち入った豚の運搬車両を介した汚染が指摘されている。

これに留意し、家畜飼養者等は以下の対策を実施すること。

(1) 感染豚の出荷による感染拡大防止対策

本病の感染が疑われる豚の移動による病原体の拡散を防止するため、出荷前には出荷豚の臨床症状をよく観察し、下痢等の異状がみられた際は、出荷を停

写

止し速やかに管轄の家畜保健衛生所に通報すること。

また、家畜運搬車は、可能な限り複数の養豚農場に立ち入らないようにすること。やむを得ず複数農場に立ち入る場合は、運転手及び車両の消毒を徹底すること。

複数の畜産関係車両が出入りする家畜市場、と畜場、死亡獣畜取扱場等の畜産関係施設への入退場時の消毒を徹底すること。特に、と畜場出荷後の家畜運搬車は、車両全体、特に荷台は出荷豚を下ろす際に他農場由来の豚糞便に汚染される可能性があることから、関係者の協力も得ながら、確実に洗浄及び消毒を実施した上で退場するよう努めること。

なお、家畜防疫員はこれら畜産関係施設に立ち入り、消毒の実施状況の確認を行うとともに、不備が見られた場合には、改善するよう適切な指導を行うこと。

(2) 排せつ物処理対策

本病のウイルスは感染豚の糞便中に大量に排せつされているため、本病の病原体を拡散させないための処理が必要であることに留意し、以下の対策を実施すること。

① 固形分の処理

固形分については、発酵により完熟させることで糞便中の病原体は失活すると考えられることから、その処理に当たっては、適切な発酵とそれによる温度が確保されるよう留意するとともに、可能な限り新たに発生する糞便との交差を避けること。

② 液体分の処理

液体分については、通常の曝気、塩素消毒処理等ではウイルスは失活しない可能性があるため、可能な限り浄化後の上清等を農場内で使用しないようにするとともに、液肥化処理後の農地還元にあたっては、運搬経路や他の養豚場の立地等にも十分留意すること。

3 農場内拡大防止対策について

本病は哺乳豚に大きな被害をもたらすことから、農場内では繁殖分娩舎への病原体侵入防止を図ることが重要である。これに留意し、家畜飼養者等は以下の対策を実施すること。

(1) 飼養管理対策

分娩豚舎の作業者は専従とすること、作業順を調整すること、繁殖分娩舎では専用の衣類と履物を着用することなどにより、他の飼養豚と衛生管理を分けること。また、分娩豚舎の中でも出産を控えた繁殖母豚については、専用の衣

写

類と履物の着用、最初に作業を行うことなどにより衛生管理作業を分けること。加えて、定期的に豚舎を洗浄及び消毒すること。

発病豚が確認された場合には、発病豚群を完全に隔離するか、可能であれば、発病豚は早期とう汰を実施し、徹底的な消毒を行った上で、少なくとも2週間の空房期間を設けること。

また、哺乳豚の死亡率を低下させるため、発病豚は保温し、自由飲水させ、必要であれば電解質の投与により脱水症状を緩和させること。加えて、河川水や地下水を農場内で使用する場合は、家畜飲水用に限らず可能な限り消毒してから使用すること。

なお、免疫付与の手法として海外で紹介されている糞便馴致は、ウイルス量が急激に増大し、本病のまん延や常在化等のリスクをもたらすため、絶対に避けること。

(2) 排せつ物処理対策

農場内の堆肥舎に、感染豚から排せつされた病原体が存在していることを想定し、これらの堆肥等が飼養豚に接触しないよう管理するとともに、野生動物が飼養豚に直接的又は間接的に接触しないよう対策を講じること。

4 早期通報について

家畜飼養者等は、飼養衛生管理基準に基づき毎日の飼養豚の観察を徹底し、特に母豚と哺乳豚の状況に通常と異なる下痢、嘔吐、食欲不振、死亡等の症状が確認された場合には、直ちに管轄の家畜保健衛生所に通報すること。

5 病性鑑定の実施について

家畜保健衛生所は、成豚の下痢及び嘔吐並びに哺乳豚の下痢、嘔吐及び死亡の病性鑑定依頼を受けた場合又は本病を疑う異常豚の通報を受けた場合には、当面の間、本病及び伝染性胃腸炎の病性鑑定を実施するとともに、速やかに動物衛生課に報告すること。

6 ワクチンについて

本病の発生予防及びまん延防止のためには、飼養衛生管理の徹底等が基本であるが、PEDワクチンの使用に当たっては、用法、用量を守るとともに、その性質（子豚への乳汁を介した免疫付与を目的とした母豚用ワクチン）を十分理解し、ワクチンを接種した母豚が十分量の乳を分泌しているか、また、子豚が乳を十分に飲んでいないかを確認し、適切な免疫付与を行うこと。